

株式会社日本政策金融公庫による食品産業品質管理高度化促進資金の融通に関する措置要綱
(平成10年7月1日付け10食流第2078号農林水産事務次官依命通知)

最終改正 令和2年3月31日
元食産第5475号

第1 目的

本要綱は、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号。以下「法」という。）に基づき厚生労働大臣及び農林水産大臣の指定を受けた法人（以下「指定認定機関」という。）の認定を受けた食品の製造過程の管理の高度化に関する計画に従って製造過程の管理の高度化若しくは高度化基盤整備に関する計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な資金又は農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号。以下「輸出促進法」という。）に基づき農林水産大臣の認定を受けた輸出事業計画（輸出促進法第34条第1項に規定する輸出事業計画をいい、同条第3項第2号に掲げる措置に関する部分に限る。以下同じ。）に従って製造過程の管理の高度化を行うのに必要な資金（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する中小企業者に対するものであって、償還期限が10年を超えるものに限る。以下「食品産業品質管理高度化促進資金」という。）を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から貸し付けることにより、製造過程の管理の高度化又は高度化基盤整備に必要な施設整備を促進し、もって食品の安全性の向上と品質管理の徹底を求める社会的要請に応えるとともに、食品の製造又は加工の事業の健全な発展に資することを目的とする。

第2 貸付要件等

食品産業品質管理高度化促進資金の貸付けの相手方、貸付金の使途及び貸付条件は、次に掲げるとおりであり、その詳細は公庫が定めるところによるものとする。

1 貸付けの相手方

食品の製造又は加工の事業を行う者であって、法第7条第2項に規定する認定高度化計画（輸出促進法第37条の規定により法第10条の規定を適用する場合にあっては、輸出促進法第35条第2項に規定する認定輸出事業計画。以下「認定高度化計画」という。）に従って製造過程の管理の高度化又は法第9条第2項に規定する認定高度化基盤整備計画（以下「認定高度化基盤整備計画」という。）に従って高度化基盤整備を行うのに必要な施設整備の事業を実施する者とする。

ただし、その行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資すると認められるものに限る。

2 貸付金の使途

認定高度化計画に従って製造過程の管理の高度化又は認定高度化基盤整備計画に従って高度化基盤整備を行うのに必要な製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用に必要な特別の費用の支出及び権利の取得を含む。）に必要な資金とする。

3 貸付条件

公庫の業務方法書に定めるところによる。

第3 貸付手続

公庫は、食品産業品質管理高度化促進資金の貸付けに当たっては、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する社会的要請を踏まえ、食品に起因する衛生上の危害の防止と適正な品質の確保を図るため、製

造過程の管理の高度化を図ることが急務となっていることにかんがみ、迅速な貸付けが行われるよう努めるものとする。

このため、貸付手続については、可能な限り、指定認定機関による高度化計画若しくは高度化基盤整備計画の認定手続又は農林水産大臣による輸出事業計画の認定手続と並行して進めるよう努めるものとする。

- 1 食品産業品質管理高度化促進資金の借入希望者は、借入申込書及び指定認定機関に申請する高度化計画若しくは高度化基盤整備計画又は農林水産大臣に申請する輸出事業計画の写しを公庫に提出するものとする。
- 2 公庫は、当該高度化計画若しくは当該高度化基盤整備計画又は当該輸出事業計画が認定されたことを確認するとともに、借入申込者の行う事業が農林畜水産物の取引の安定に資するか否かの確認も含め、内容を審査の上、貸付けの諾否の決定を行い、借入申込者にその旨を通知するものとする。

第4 指導体制

本要綱の目的を達成するため、農林水産省及び指定認定機関は、食品産業品質管理高度化促進資金の融資を受けた者に対して適切な指導助言を行うとともに、その融資に係る事業が認定高度化計画又は認定高度化基盤整備計画に即して行われるよう指導するものとする。

また、農林水産省及び指定認定機関は、この指導を適切に行うために必要な場合は、食品産業品質管理高度化促進資金の融資を受けた者に対し、事業内容等に関する報告を求めることができるものとする。

第5 その他

本要綱の運用につき必要な事項については、農林水産省食料産業局長が別に定めるところによるものとする。

附 則（令和2年3月31日元食産第5475号）

この改正は、令和2年4月1日から施行する。